

平成 28 年度大気常時監視測定結果(概要)

○大気汚染自動測定機による常時監視結果

平成 28 年度は、一般環境大気測定局 4 局及び自動車排出ガス測定局 1 局の合計 5 局で常時監視測定を行いました。各測定局における環境基準の適合状況については、表 1 及び表 2 のとおりです。

表 1 環境基準適合状況

測定局区分	測定局名	環境基準の適合(適(○)、否(×))									
		二酸化硫黄		二酸化窒素	光化学オキシダント	一酸化炭素		浮遊粒子状物質		微小粒子状物質	
		短期的評価	長期的評価			短期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期基準評価	長期基準評価
一般環境大気測定局	八戸小学校	○	○	○	×	—	—	○	○	—	—
	八戸気象観測所	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—
	根岸小学校	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○
	桔梗野小学校	○	○	○	—	—	—	○	○	—	—
自動車排出ガス測定局	六日町	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○

表 2 大気汚染常時監視測定結果の概要

測定局区分	測定局名	二酸化硫黄 [ppm]		二酸化窒素 [ppm]	光化学オキシダント [ppm]	一酸化炭素 [ppm]		浮遊粒子状物質 [mg/m ³]		微小粒子状物質 [μg/m ³]	
		1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	日平均値の年間 98% 値	昼間の 1 時間値の最高値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	1 時間値の最高値	日平均値の年間 2% 除外値	年平均値	日平均値の年間 98% 値
		一般環境大気測定局	八戸小学校	0.030	0.005	0.019	0.063	—	—	0.110	0.031
八戸気象観測所	0.027		0.004	0.017	—	—	—	0.189	0.029	—	—
根岸小学校	0.037		0.006	0.017	—	—	—	0.123	0.035	10.2	25.7
桔梗野小学校	0.024		0.003	0.013	—	—	—	0.179	0.034	—	—
自動車排出ガス測定局	六日町	—	—	0.026	—	4.800	0.700	0.126	0.039	10.3	23.5

※平成 29 年 1 月 1 日から、青森県より測定局を引継ぎ測定を開始

・年間 2%除外値… 1 年間の測定で得られた 1 日平均値のうち、最高値を第 1 番目として、値の高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した中で最大の数値

・年間 98%値… 1 年間の測定で得られた 1 日平均値のうち、最低値を第 1 番目として、値の低い方から数えて 98%目に当たる数値

○環境基準

大気の汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）、二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）及び微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。 ・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg / m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg / m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	<p>年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。</p> <p>なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。</p>
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg / m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg / m ³ 以下であること。	<p>長期基準（1年平均値に関する基準）及び短期基準（1日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の1年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間98パーセントイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。 <p>（注）自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5 μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 		